

高血圧・糖尿病・脂質異常症で通院中の患者さまへ

<診療報酬改定に伴う特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についてのお知らせ>

いつも当院をご利用いただき誠にありがとうございます。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は2024年6月1日に施行される診療報酬改定に際し、これまで当院で算定してきた『特定疾患管理料』の対象疾患を見直すこととしました。このことにより「**高血圧・糖尿病・脂質異常症**」のいずれかで通院中の患者さまにおかれましては**2024年6月1日から新たに『生活習慣病管理料』を算定させていただくこととなります**。対象の疾患で通院中の患者さま夫々に応じた療養計画を策定することで、総合的な治療管理を実施させていただきます。

ご受診の再には目標設定、血圧・体重・食事や運動に関する具体的な指導内容や検査結果を記載した『療養計画書』をお渡しいたしますが、この『療養計画書』の**初回作成時および内容変更時には患者さまのご署名が必要となります**ので、ご協力いただきますよう何卒よろしくお願い致します。

(**年齢、保険の種類、その他検査内容や加算によって自己負担額は異なります**)

例) 70歳代 1割負担の患者さまの場合

【現行】	
再診料	73点
外来管理加算	52点
特定疾患療養管理料	147点
特定疾患処方管理料	66点
処方箋料	75点
合計	413点
自己負担	410円

【2024年6月以降】	
再診料	75点
—	—
生活習慣病管理料	330点
—	—
処方箋料	70点
合計	475点
自己負担	480円

対象の患者さまへは2024年6月1日以降『療養計画書』へのご署名についてご案内いたしますのでご理解とご協力の程よろしくお願い致します。